

税の申告はお早めに

確定申告 2月18日(月)～3月17日(月)

▼問い合わせ

税務グループ ☎079(435)0358
加古川税務署 ☎079(421)2951

所得 税

サラリーマンなど給与所得の方

《主な収入が給与収入の方》

サラリーマンの給与収入にかかると所得税は、毎月の給与やボーナスから源泉徴収され、12月の年末調整によって1年間の納税が完了しますので、確定申告の必要はありません。

サラリーマンなどの給与所得の方でも次のような方は申告が必要です

- ① 昨年の給与の収入額が2千万円を超える方
- ② 給与を1カ所から受けている場合で、給与以外の所得金額(不動産所得など)が20万円を超える方
- ③ 給与を2カ所以上から受けている場合で、年末調整された給与以外の給与の収入額と、給与以外の所得金額との合計が20万円を超える方

事業所得や不動産所得がある方

《主な収入が給与収入以外の方》

次の各項目に該当する方は確定申告が必要です。

- ① 商売など個人で事業を営んでいる方
- ② 不動産収入(家賃や地代など)がある方
- ③ 土地や建物、株式などを譲渡した方
- ④ 年金を受けている方で年金以外の収入がある方や、社会保険料控除・生命保険料控除などを受けられる方

申告で税が還付される方

通常は確定申告の必要のないサラリーマンなど給与所得の方でも、次のような方は確定申告をすると所得税が還

町 民 税 (住民税)

確定申告をされる方と、勤務先から役場へ給与の支払報告書が提出されている方は、住民税の申告は必要ありません。

申告が必要な方

- ① 平成20年1月1日現在、町内に住所があり、昨年中に所得があった方
- ② サラリーマンで、次のいずれかにあてはまる方
 - ・ 勤務先から役場へ給与の支払報告書が提出されていない方
 - ・ 給与以外に、家賃や地代、農業などの所得があり、その合計額が20万円以下の方(20万円を超える場合は所得税の確定申告が必要です)

国民健康保険税

国民健康保険に加入している人は必ず申告してください。ただし、所得税の確定申告が、町民税の申告をされる方は必要ありません。

所得が少ない方については、負担を軽くするため、状況に応じて国民健康保険税が軽減される場合があります。申告がなければ、その措置が受けられません。収入がなかった方も、必ず申告してください。

※町民税・国民健康保険税とも、申告に必要なものは、所得税の申告と同じです。申告書は申告会場にあります。
※町民税と国民健康保険税のお問い合わせは税務グループへ。

2月18日(月)から、所得税の確定申告と町民税の申告が始まります。ご自身で申告書を作成し、3月17日(月)までに申告してください。

2月上旬には、税務グループの窓口にて「所得税の確定申告の手引き」を準備していますので、参考にしてください。



「明書」の発行日以降に購入されたおむつ代です。ただし、2年目以降の確定申告については、介護保険法に基づき要介護認定者で一定の要件を満たす場合、この証明書に代えて保険年金グループで発行する証明書を添付すれば、医師の証明書は不要です。該当する方は、保険年金グループ介護保険チームに申請してください。

▼対象 次のすべてに当てはまる方

- ・ 昨年、医師が発行した「おむつ証明書」で医療費控除を受けられた方(1ラ回でおむつ代(医療費控除)の確定申告が2年目以降)
- ・ 介護保険の要介護認定者で①主治医意見書の内容に「尿失禁」のチェックがある ②障害老人自立度がB またはCの方

◎障害者控除について

介護保険の要介護認定者で、一定の要件を満たす方は、障害者手帳が無くても障害者控除が受けられます。申告をされる方で該当する場合は、障害者控除証明書を発行しますので、申告前に保険年金グループ介護チームで相談・申請を行ってください。

▼問い合わせ
保険年金グループ介護保険チーム
☎079(435)2582

申告受付会場

▶場所 播磨町役場 第2庁舎3階第2会議室
※昨年までは第1庁舎2階で受け付けていましたが、今年度から第2庁舎(播磨町立図書館向かい)に変更しています。お間違えの無いよう、ご注意ください。

▶期間 2月18日(月)～3月17日(月)
(土・日を除く)

▶時間 午前9時～11時、午後1時～4時
※日時によっては混雑が予想され、受付時間内であっても当日の受け付けができない場合がありますので、あらかじめご了承ください。(特に、初日から数日間は混雑が予想されます)

▶受付内容 町民税、国民健康保険税、一部の所得税申告
※譲渡所得・事業所得(1年目)・住宅借入金等特別控除(1年目)・住宅耐震改修特別控除・青色申告・準確定申告・損失申告の方は、税務署で申告してください。

▶申告に際しての注意事項
・医療費控除を申告する方は、事前に医療費の明細書を作成しておいてください。(役場では、明細書作成や領収書の整理は行っていません)

・事業などで収支計算が必要な方は、必ず収支内訳書を完成させてください。(役場では、収支内容についての指導は行っていません)
・平成19年分の農業所得の申告には、収支計算書が必要です。

◀収支計算の方法▶
収入金額－必要経費＝所得金額
収入金額…米や野菜の販売金額、自家消費など
必要経費…種もみや苗代、水利費、土地改良費、農機具の減価償却費や修繕費



付される場合があります。

①平成19年中に退職し、その後再就職しなかったため、年末調整を受けられなかった場合

②病気やけがなどで多額の医療費を支払った場合(医療費控除)

③災害や盗難にあつて、住宅や家財に損害を受けた場合(雑損控除)

④住宅ローンを利用して、マイホームを購入したり増改築をした場合(住宅借入金等特別控除)

⑤一定の要件を満たす住宅耐震改修をした場合(住宅耐震改修特別控除)
※詳しくは税務署までお問い合わせください。

申告に必要なもの

- ・ 申告書と印鑑(申告書は会場にもあります)
- ・ 社会保険料・医療費の領収書、国民年金保険料・生命保険料・地震保険料の控除証明書など控除に必要な書類
- ・ 給与・年金の源泉徴収票
- ・ 銀行などの口座番号が分かるものと届け出印(所得税を口座振替で納付される方や、還付申告をされる方)

注意事項

◎「おむつ」に係る費用の医療費控除について

おむつ代が医療費控除の対象となるのは、医師が発行した「おむつ使用証

税の申告はお早めに

税務署からののお知らせ

▼問い合わせ 加古川税務署 ☎079(421)2951

税理士による地区申告相談所

小規模事業者のための申告相談所を開設します。消費税の申告相談にも応じていますので、お気軽にご利用ください。

▼開設期間 2月18日(月)、19日(火)
▼時間 午前10時～正午、午後1時～4時

▼場所 中央公民館 2階視聴覚室

▼持ち物 前年分の収支内訳書の控えや申告書の控え・筆記用具・電卓

▼費用 無料

▼協力 近畿税理士会加古川支部・商工会議所・商工会及び(社)加古川納税協会など

※町民税・国民健康保険税の申告および譲渡所得・贈与税・相続税関係の相談は行っていません。

還付申告専用会場のご案内

還付申告書作成会場を開設します。

▼対象 サラリーマン(中途退職された方を含む)や年金所得者で医療費控除や住宅借入金等特別控除の還付申告をされる方



▼期間 2月1日(金)～3月17日(月)
(土・日、祝日を除く)

▼時間 午前9時～正午、午後1時～4時

▼場所 加古川市役所 10階

※事業所得、不動産所得や譲渡所得のある方、贈与税・相続税関係の相談は行っていません。なお、混雑状況により、終了時間前に入場を締め切らせていただく場合がありますので、あらかじめ御了承願います。

所得税の確定申告は、さらに便利で使いやすくなったe-Taxで!

あらかじめ登録をすれば、自宅からインターネットを通じて、申告や納税

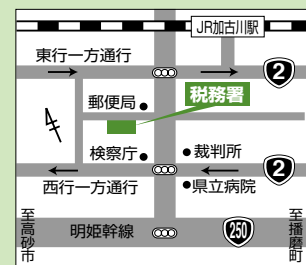
確定申告書のお問い合わせや提出は加古川税務署へ

- ▶相談日時 月～金曜日(土・日、祝日を除く) 午前9時～正午、午後1時～5時
※2月24日・3月2日の日曜日に限り、確定申告の相談・申告書の受け付けを行います。
- ▶問い合わせ ○所得税・消費税に関すること ☎079(421)2953
○譲渡所得・贈与税に関すること ☎079(421)2954

申告と納税は期限内に

- 所得税・贈与税 3月17日(月)まで
- 消費税(個人事業者) 3月31日(月)まで
- ※税務署は駐車場スペースが少ないので、車での来場はご遠慮ください。

特に本年は税務署付近の県道拡張工事のため、昨年以上の渋滞が予想されますので、確定申告期間中の車での来場はご遠慮願います。なお、税務署から北へ約400mのニッケパークタウンでは、2時間まで無料(9時半から利用可)で駐車場が利用できますので、こちらをご利用ください。



縮んで、是非ご利用ください。

e-Taxホームページ

<http://www.e-tax.nta.go.jp>

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用ください

確定申告期は、多数の納税者の方々が税務署にお越しになり、大変混雑します。

国税庁のホームページでは、ご自宅でも簡単に申告書が作成できる「確定申告書等作成コーナー」を掲載していますので、是非ご利用ください。

なお、作成された申告書は郵送などにより提出いただく、税務署に行く必要がなく便利です。
<http://www.nta.go.jp>

住民税 平成20年度から実施 にかかると制改正



広報はりま11月号にて紹介した「税のお知らせ」の特集をご理解いただきましたでしょうか? 2月18日(月)から始まる確定申告に向け、20年度実施の改正について、再度お知らせします。

1 地震保険料控除が創設されました。(損害保険料控除は廃止)《平成20年度以降の住民税、平成19年分以降の所得税について適用》

近年多発している地震災害を受け、「地震災害に対する国民の自助努力による個人資産の保全を促進し、地域災害時における将来的な国民負担の軽減を図る」目的で、損害保険料控除が改組され地震保険料控除が創設されました。

●損害保険料控除(平成19年度課税分まで)

| 控除内容 | 控除限度額 | |
|--|---------|---------|
| | 所得税 | 住民税 |
| 長期損害保険(保険期間が10年以上で、かつ、満期返戻金がある契約のもの) | 15,000円 | 10,000円 |
| 短期損害保険(長期損害保険契約に該当する契約以外のもの) | 3,000円 | 2,000円 |
| 長期損害保険と短期損害保険がある場合 長期損害保険料控除額と短期損害保険料控除額の合計 | 15,000円 | 10,000円 |

改正

●地震保険料控除(平成20年度課税分から)

| 控除内容 | 控除限度額 | |
|--|----------------------------------|----------------------------------|
| | 所得税 | 住民税 |
| 地震保険料契約に関する保険料の1/2【経過措置】平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約については従前の損害保険料控除が適用されます | 50,000円 [長期損害保険料分 15,000円] | 25,000円 [長期損害保険料分 10,000円] |
| 地震保険料と長期損害保険がある場合 地震保険料控除額と長期損害保険料控除額の合計 | 50,000円 | 25,000円 |

2 65歳以上の方の非課税措置廃止に伴う経過措置が廃止されます。《平成20年度以降の住民税についてのみ適用》

平成17年1月1日時点において、65歳以上(昭和15年1月2日以前生まれの方)で前年の合計所得が125万円以下の方については、平成19年度は年税額の3分の1が減額されていましたが、平成20年度からは全額課税となります。

| | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 |
|-----|---------|---------|--------|
| 均等割 | 1,300円 | 2,600円 | 4,000円 |
| 所得割 | 3分の1を課税 | 3分の2を課税 | 全額課税 |

※平成18年度から上記の均等割に県民緑税800円が加算されています。(県民緑税は減額の対象にはなっていません)

3 住宅借入金等特別控除の減少額相当分が住民税から控除されます。《平成20年度から平成28年度の住民税について適用》

税源移譲により、所得税が減額となり、控除できる住宅ローン控除額が減る場合があります。平成18年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方で、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、翌年度の住民税(所得割)から控除できます。

▶対象者 平成11年から平成18年末までに入居した方で、次の(ア)または(イ)のどちらかにあてはまる方。
(ア)税源移譲により所得税額控除が減少することにより、住宅借入金等特別控除限度額が所得税額より

大きくなり、控除しきれなくなった方。
(イ)住宅借入金等特別控除限度額が所得税額より大きく、税源移譲前でも控除しきれなかったが、税源移譲により控除しきれない額が大きくなった方。

給与所得者の方については、以下の通り、平成19年分の給与所得の源泉徴収票の摘要欄に「住宅借入金等特別控除可能額」が記載され、この金額が源泉徴収票の「住宅借入金等特別控除の額」より大きい場合に、住民税の住宅ローン控除の対象となります。

平成18年度の人事行政の運営等の状況を公表します

地方公務員法第58条の2の規定に基づき、前年度の地方公共団体の職員の任用、給与、服務や勤務条件などの人事行政の運営状況について公表します。これは、住民の皆さんに町職員の任免や勤務時間その他の勤務条件などの情報を正しく知っていただくために公表するものです。



1 職員の競争試験および選考の状況 (平成18年4月1日から平成19年3月31日)

今年度の正規職員の競争試験・選考は実施しませんでした。

2 職員の任免および職員数に関する状況 (平成18年4月1日から平成19年3月31日)

(1) 職員の採用の状況

作業療法士として正規職員1人を採用しました。(平成18年4月1日付)

(2) 職員の退職の状況 (平成18年度中の退職者数)

| 退職事由 | 人数 |
|------|----|
| 定年退職 | 2人 |
| 勤奨退職 | 1人 |
| 普通退職 | 1人 |
| 死亡退職 | 1人 |
| 合計 | 5人 |

(3) 部門別職員数 (平成18年4月1日現在)

| 区分 | 部門 | 職員数 |
|-------------------|------|------|
| 一般行政部門 | 議会 | 3人 |
| | 企画総務 | 33人 |
| | 税務 | 13人 |
| | 民生 | 23人 |
| | 衛生 | 21人 |
| | 労働 | 1人 |
| | 農林水産 | 2人 |
| | 商工 | 1人 |
| | 土木 | 20人 |
| | 小計 | 117人 |
| 特別行政部門 | 教育 | 47人 |
| | 小計 | 47人 |
| 公営企業等会計など 会計部門 | 水道 | 9人 |
| | 下水道 | 7人 |
| | その他 | 7人 |
| | 小計 | 23人 |
| 合計 | 187人 | |

(4) 級別職員数 (平成18年4月1日現在) 合計 187人

| 職務の級 | 職員数 |
|---------------|------|
| 7級(理事) | 4人 |
| 6級(統括・局長) | 7人 |
| 5級(統括・リーダーなど) | 15人 |
| 4級(リーダー・主任など) | 63人 |
| 3級(主査) | 45人 |
| 2級(主事) | 18人 |
| 1級(主事) | 5人 |
| 合計 | 157人 |

イ. 技能労務職給料表適用者

| 職務の級 | 職員数 |
|-----------------------|-----|
| 2級(清掃作業員、技能員、調理員、用務員) | 26人 |
| 1級(給食員、用務員) | 1人 |
| 合計 | 27人 |

ウ. 教育職給料表適用者

| 職務の級 | 職員数 |
|--------------|-----|
| 2級(教育指導主事など) | 3人 |
| 合計 | 3人 |

3 職員の給与の状況 (平成18年4月1日現在)

(1) 初任給の金額

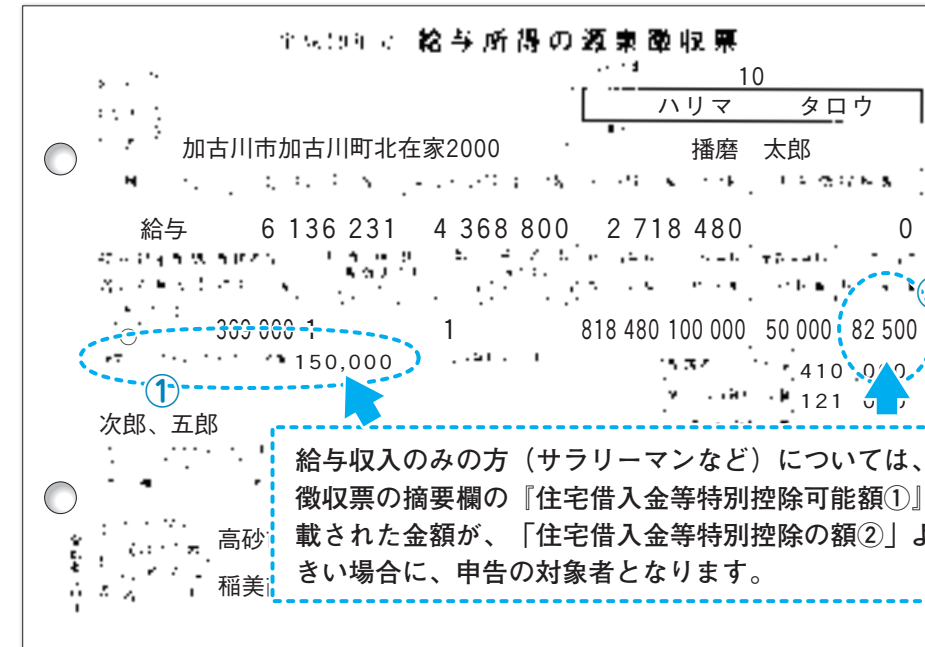
ア. 一般行政職 (新卒の場合)

| 区分 | 号給 | 金額 |
|-----|--------|----------|
| 大学卒 | 1級29号給 | 176,800円 |
| 短大卒 | 1級21号給 | 159,700円 |
| 高校卒 | 1級13号給 | 148,000円 |

イ. 技能労務職 (年齢別初任給)

職種により級が決定され、採用時の年齢によって号給が決定します。

| 職種 | 年齢 | 号給 | 金額 |
|-------|-------|--------|----------|
| 清掃作業員 | 18歳採用 | 2級13号給 | 145,100円 |
| | 22歳採用 | 2級29号給 | 171,200円 |
| 給食員 | 18歳採用 | 1級21号給 | 140,300円 |
| | 22歳採用 | 1級37号給 | 164,200円 |

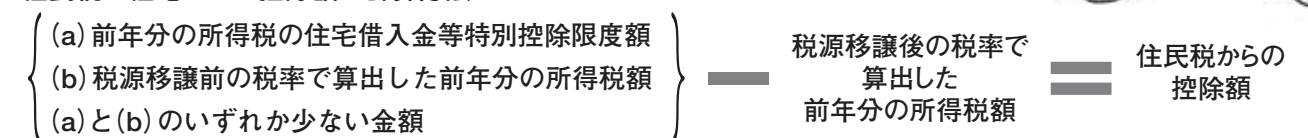


給与収入のみの方(サラリーマンなど)については、源泉徴収票の摘要欄の『住宅借入金等特別控除可能額①』に記載された金額が、「住宅借入金等特別控除の額②」より大きい場合に、申告の対象者となります。

平成20年度から実施 住民税にかかる 税制改正



住民税の住宅ローン控除額の計算方法



平成20年以降、住民税の住宅ローン控除の適用を受けるためには、毎年申告が必要となります。

平成19年分の所得税から控除しきれない額が発生した場合、平成20年3月17日までに、平成20年1月1日現在お住まいの市区町村へ「市町村民税道府県民税 住宅借入金等特別税額控除申告書」を提出してください。年末調整によって所得税における住宅借入金等特別控除の適用を受けた方についても、市区町村に申告書を提出する必要があります。なお、確定申告書を提出する場合は、税務署を通して住民税用の申告書を提出することになります。

| 住民税の住宅ローン控除の適用を受ける方 | 住宅借入金等特別税額控除申告書の提出方法 |
|--------------------------------|-----------------------|
| ① 年末調整済の給与収入のみを有しており確定申告をされない方 | ⇒ 源泉徴収票を添付して市区町村へ提出 |
| ② 所得税の確定申告をされる方 | ⇒ 所得税の確定申告書とともに税務署へ提出 |

※上記の申告書は税務グループ窓口・税務署にあります。

4 所得変動があった方について経過措置が適用されます。 《平成20年度の住民税についてのみ適用》

税源移譲により、所得税率の変更による税負担の軽減の影響は受けず、住民税率の変更による税負担の増加の影響のみを受ける方については、既に納付済の平成19年度分の住民税額から、税源移譲により増額となった住民税相当額を還付します。

この経過措置は、平成20年7月1日から同月31日の間に、平成19年1月1日時点の住所地の市区町村に申告することで適用されます。詳細は決まり次第広報などでお知らせします。

▶ 対象者 次の(ア)(イ)の両方にあてはまる方

(ア) 平成19年度の住民税の課税所得金額(申告分離課税分を除く)が、住民税と所得税との人的控除額の差の合計額より大きい方

(イ) 平成20年度の住民税の課税所得金額(申告分離課税分を含む)が、住民税と所得税との人的控除額の差の合計額以下の方

▶ 計算方法 平成19年度の合計課税所得金額について、税源移譲後の税率を適用し、調整控除を行った後の税額から、税源移譲前の税率を適用した税額を、差し引いた額を減額します。(既に納付済みの場合は、還付します)

▶ お問い合わせ 税務グループ ☎ 079(435)0358